

# 居宅介護支援重要事項説明書

( 令和 6 年 4 月 1 日 現在 )

## 1. 事業者が提供する居宅介護支援サービスについての相談・苦情窓口

- ・担当者 管理者 内海 巨史
- ・電 話 0494 - 24 - 5870

(受付時間 月～金曜日 (祝祭日除く) 8:30～17:30)

## 2. 事業者の概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	エスポワール秩父居宅介護支援事業所
所在地	埼玉県秩父市寺尾2744
介護保険指定番号	居宅介護支援 (埼玉県 1154980039 号)
サービスを提供できる地域	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町 (上記地域以外の方でご希望の方はご相談下さい)

### (2) 事業者の職員体制

氏名	資格	
内海 巨史	主任介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士	常勤兼務
上野 勝司	主任介護支援専門員、精神保健福祉士	常勤
児玉 浩子	介護支援専門員、介護福祉士	常勤

### (3) 営業時間

平日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
土・日・祝祭日	休業
年末年始	12 月 30 日～1 月 3 日まで休業

※緊急時の場合は、24 時間対応致します。

※緊急連絡電話 0494 - 22 - 7026 (介護老人保健施設エスポワール秩父)

## 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ

- 初回相談を実施する。
- 業務内容などを説明し、居宅介護支援契約を締結する。

- 居宅サービス計画作成依頼届出書を市町村の窓口に提出する。
- アセスメント（生活課題の分析）を実施し、利用者や家族の意見を踏まえて居宅サービス計画原案を作成する。
- サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画原案を検討する。
- 利用者や家族が居宅サービス計画案に同意を頂き、居宅サービス計画を確定する。
- 居宅サービス計画に基づいてサービスを提供する。
- 定期的・継続的にモニタリング（経過管理）を実施し、居宅サービス計画の継続・変更などについて検討する。
- 定期的あるいは必要に応じて、再アセスメントの実施、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の変更などを行う。

#### 4. 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

#### 5. 利用料金

##### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険から費用の全額が給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明

書を後日、市町村窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

○利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費(Ⅰ)	介護支援専門員 1人あたりの 担当件数が 1~39 件	要介護 1・2	1057 単位
		要介護 3・4・5	1373 単位
居宅介護支援費(Ⅱ)	介護支援専門員 1人あたりの 担当件数が 40~59 件	要介護 1・2	529 単位
		要介護 3・4・5	686 単位
居宅介護支援費(Ⅲ)	介護支援専門員 1人あたりの 担当件数が 60 件以上	要介護 1・2	317 単位
		要介護 3・4・5	411 単位

○利用料金及び居宅介護支援費 (減算)

特定事業所 集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80% 以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定 地域密着型通所介護・指定福祉用具貸 与)	1月につき 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できてい ない場合 運営基準減算が 2 月以上継続してい る場合算定できない	基本単位数の 50%に減算

○特定事業所加算

算定要件		加算Ⅰ (500 単位)	加算Ⅱ (400 単位)	加算Ⅲ (300 単位)	加算Ⅳ (125 単位)
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること		●	○	
②	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 2 名以上配置していること	●			
③	常勤かつ専従の介護支援専門員を 3 名以上配置していること	●	●		
④	常勤かつ専従の介護支援専門員を 2 名以上配置していること	●	●	○	
⑤	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的 に開催すること	●	●	○	
⑥	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	●	●	○	
⑦	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護 3~要 介護 5 である者が 4 割以上であること	●			
⑧	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施している こと	●	●	○	
⑨	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例 を紹介された場合においても居宅介護支援を提供し ていること	●			

⑩	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に 参加していること	●	●	○	
⑪	運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受け ていないこと	●	●	○	
⑫	介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が40 件以上でないこと	●	●	○	
⑬	介護支援専門員実務研修における科目等に協力また は協力体制を確保していること	●	●	○	
⑭	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同 で事例検討会、研修会等実施している事	●	●	○	
⑮	前々年度の三月から前年度の二月迄の間、退院退所 加算の算定における病院及び介護保険施設との連携 の回数の合計が35回以上であること				●
⑯	前々年度の三月から前年度の二月までの間において ターミナルケア加算を5回以上算定している事				●
⑰	特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定 している事				●

○加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該 病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供 を行った場合	200単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院又は診療所に入院してから4日以上7日以 内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な 情報提供を行った場合	100単位
イ）退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用 者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外 の方法により一回受けていること	450単位
ロ）退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用 者に係る必要な情報提供をカンファレンスによ り一回受けていること	600単位
ハ）退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用 者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外 の方法により二回受けていること	600単位
ニ）退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用 者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち 一回はカンファレンスによること	750単位
ホ）退院・退所加算（Ⅲ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用 者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、 うち一回はカンファレンスによること	900単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡 日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況 を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付 けたサービス事業者に提供した場合算定	400単位

緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位
小規模多機能型居宅介護 事業所連携加算	利用者が小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始する際に当該利用者に係る必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、居宅サービス計画の作成に協力した場合	300 単位
看護小規模多機能型居宅介護 事業所連携加算	利用者が看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始する際に当該利用者に係る必要な情報を看護小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、居宅サービス計画の作成に協力した場合	300 単位

## (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの利用者は無料です。

それ以外の地域にお住まいの利用者は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費を頂きます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から居宅までの道程1kmごとに40円を頂きます。

## (3) 解約料

利用者の都合により解約した場合、下記の料金を頂きます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階の途中で解約した場合	4(1)の居宅介護支援費を実費で頂きます。
保険者(市町村)へ「給付管理票」を提出した後に解約した場合	料金は一切かかりません。

## 6. 居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の方針

#### <基本理念>

- 要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力にて応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- 利用者の人権を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者自身の選択および心身の状況やおかれている環境等に応じて、保健・医療・福祉サービス等が提供されるよう配慮します。
- 居宅介護支援を実施する際は、利用者に提供される保健・医療・福祉サービス等が不当に特定のサービス種類または特定の事業者に偏ることのないよう公正中立に行い、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。
- 居宅介護支援にあたっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

### <サービスの質の向上>

○サービスの質の向上を図るために、研修会や当事業者独自の研修を行い、より質の高いサービスが提供できるよう研鑽に努めます。

### <事前説明>

○居宅介護支援を行う上で必要な説明を事前に行い、利用者と事業者が相互に理解した上で業務を進めます。

## (2) 居宅介護支援の実施概要等

### <ケアプラン作成手法>

- ①居宅サービス計画書（1）…介護の総合的な方針を作成
- ②居宅サービス計画書（2）…解決すべき課題を上げ、長期・短期目標を作り、サービスの内容・頻度を設定する。
- ③週間サービス計画書 …サービスを週間スケジュールにあてはめる。
- ④サービス担当者会議 …必要とされるサービス事業者との話し合いを設けて、連絡・調整を行う。

### <課題分析手法> アセスメントツール（TAI方式）の利用

○利用者の機能、健康、社会支援、サービス利用の各段面を包括的に把握するように工夫されています。

○課題分析項目の大部分は特定の問題や機能低下の危険性をさらに詳細に検討し、利用者本人の持っている問題や潜在能力を把握できます。

○利用者を総合的に把握、評価してケアプラン作成に反映させることができます。

## (3) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	有	ご希望がございましたらお申し出下さい。可能な限り対応させていただきます。
課題把握の方法	有	TAI方式
研修の実施	有	年1回以上 研修を実施しています

## 7. 相談・苦情等の受付

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は、下記窓口までお申し出ください。

また、利用者の住所地の市区町村、埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県福祉サービス苦情相談でも相談・苦情を受け付けています。

### ① 相談・苦情担当窓口

担当者： 管理者 内海 巨史

電話 0494 - 24 - 5870

### ②その他

当事業者以外に、以下の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村	秩父市	担当	高齢者介護課	電話	0494 - 25 - 5205
	横瀬町	担当	福祉介護課	電話	0494 - 25 - 0116
	皆野町	担当	福祉課	電話	0494 - 62 - 1233
	長瀬町	担当	福祉介護課	電話	0494 - 66 - 3111 (代)
	小鹿野町	担当	福祉課	電話	0494 - 75 - 4421
	市・区・町・村		課	電話	- -

埼玉県国民健康保険団体連合会（苦情相談窓口） 電話 048 - 824 - 2568

埼玉県福祉サービス苦情相談（運営適正化委員会連絡先） 電話 048 - 822 - 1243

## 8. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、家族等へ連絡いたします。

主治医	医療機関名	
	連絡先	
家族	①氏名	
	連絡先	
	②氏名	
	連絡先	

## 9. 法人の概要

名称・法人種別

医療法人社団明雄会

代表者役職・氏名

理事長 高野 寛

本社所在地・電話番号

埼玉県所沢市下富 1270-9 電話 04-2943-3611

定款の目的に定めた事業

- 1 介護老人保健施設エスポワール秩父
- 2 その他これに付随する業務

営業所数	居宅介護支援（※）	1カ所
	短期入所療養介護（※）	1カ所
	通所リハビリテーション（※）	1カ所

※印のついている営業所は、介護保険法における介護予防事業も行っております（委託含）。

令和 年 月 日

居宅介護支援の利用にあたり、利用者（代理人がいる場合は代理人を含みます）に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を得ました。

事業者 法人名 医療法人社団 明雄会  
法人住所 埼玉県所沢市下富 1270-9  
事業所名 エスポワール秩父居宅介護支援事業所  
住 所 埼玉県秩父市寺尾 2744  
理事長名 高野 覚

説明者氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

住 所  
氏 名 印

（代理人）※代理人が親族の場合は親族代表を兼ねる

住 所  
氏 名 印